

議案第50号

財産の減額貸付について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、議会の議決を求める。

平成29年12月12日提出

市川市長 大久保博

記

1 減額貸付をする財産

土地

所在 市川市鬼高4丁目31番外

地目 宅地外

地積 25,709.86平方メートル

2 減額貸付の相手方

市川市鬼高4丁目5番1号

株式会社 市川市場

代表取締役社長 和田 孝久

3 減額貸付の目的

上記相手方による地方卸売市場の開設に当たり、上記土地を減額して貸し付けることにより、上記相手方が公益性の高い地方卸売市場の運営を継続的に行うことができるようにするものである。

4 減額貸付の条件

上記土地は、貸し付けられた日から上記相手方による地方卸売市場の運営に使用するものとし、他の目的に供してはならない。

5 減額貸付の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

6 貸付の金額

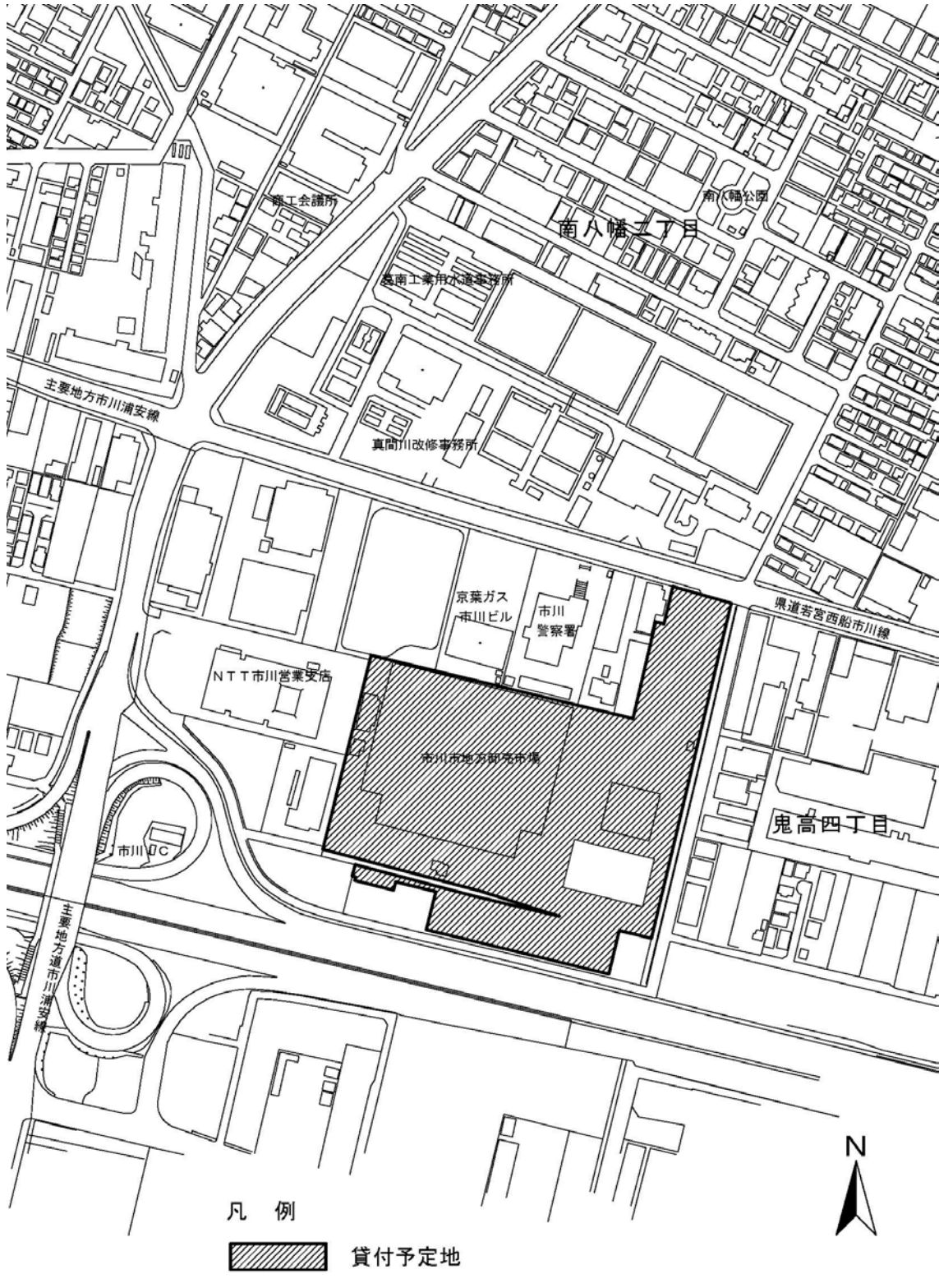
年額 12,435,612円

理 由

株式会社市川市場による地方卸売市場の開設に当たり、当該法人が公益性の高い地方卸売市場の運営を継続的に行うことができるようにするため、市川市が所有する市川市地方卸売市場の土地を当該法人に減額して貸し付ける必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

減額貸付をする土地位置図



議案第50号の参考2

所在一覧

所 在
市川市鬼高4丁目31番
市川市鬼高4丁目32番
市川市鬼高4丁目33番
市川市鬼高4丁目34番
市川市鬼高4丁目35番
市川市鬼高4丁目36番
市川市鬼高4丁目37番
市川市鬼高4丁目38番
市川市鬼高4丁目260番1の一部
市川市鬼高4丁目261番1の一部
市川市鬼高4丁目262番1の一部
市川市鬼高4丁目262番8の一部
市川市鬼高4丁目263番1の一部
市川市鬼高4丁目264番1の一部
市川市鬼高4丁目265番1の一部
市川市鬼高4丁目266番1
市川市鬼高4丁目266番6の一部
市川市鬼高4丁目267番の一部
市川市鬼高4丁目268番1
市川市鬼高4丁目268番2
市川市鬼高4丁目269番1
市川市鬼高4丁目269番2
市川市鬼高4丁目270番1
市川市鬼高4丁目270番2

市川市鬼高4丁目270番3
市川市鬼高4丁目271番1
市川市鬼高4丁目271番2
市川市鬼高4丁目272番1
市川市鬼高4丁目272番2
市川市鬼高4丁目273番1
市川市鬼高4丁目273番2
市川市鬼高4丁目274番1
市川市鬼高4丁目274番2
市川市鬼高4丁目390番の一部
市川市鬼高4丁目391番
市川市鬼高4丁目392番
市川市鬼高4丁目393番1
市川市鬼高4丁目394番1
市川市鬼高4丁目395番
市川市鬼高4丁目396番
市川市鬼高4丁目397番の一部
市川市鬼高4丁目398番1
市川市鬼高4丁目398番7の一部
市川市鬼高4丁目38番地先～391番地先
市川市鬼高4丁目269番1地先～390番地先